

1. 世帯員の数

- ふだん住んでいる人全員の人数を書いてください。調査票の世帯員の欄に記入する人数と一致します。
(「ふだん住んでいる人」の範囲については、2ページの説明を参考にしてください。)
- 世帯員が5人以上の場合には、1枚目に世帯全員の人数を書いてください。
※ 調査票の追加が必要な場合は、お住まいの市区町村にご連絡ください。

2. 住居の種類

- **持ち家** → 所有している住宅。登記が済んでいない場合や、住宅ローンなどの支払いが完了していない場合も含めます。
- **都市再生機構・公社等の賃貸住宅** → 都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅。ただし、「給与住宅」の場合は含めません。
- **給与住宅 (社宅・公務員住宅など)** → 勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は借りている住宅に住んでいる場合。勤め先の会社などが借り上げている一般のアパートに住んでいる場合も含めます。
- **住宅に間借り** → 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、借家、給与住宅)の一部を借りている場合。ただし、その借りている部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「民営の賃貸住宅」とします。
- **会社等独身寮・寄宿舎** → 会社・官公庁・団体などが単身の職員・従業員の居住のために所有又は借りている建物。ただし、居住部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「給与住宅」とします。
- **その他** → 旅館・ホテル、病院、老人ホーム、学校、学生寮、会社、工場、事務所、簡易宿泊所など、住宅でない建物。ただし、居住部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「持ち家」から「給与住宅」までのいずれかとなります。

①他の世帯の居住部分と完全に仕切られていること
②あなたの世帯の専用の出入口・炊事用流し・トイレがあること(他の世帯と共用でも、その世帯の居住部分を通らずにいつでも使用できる場合も含む。)

3. 氏名及び男女の別

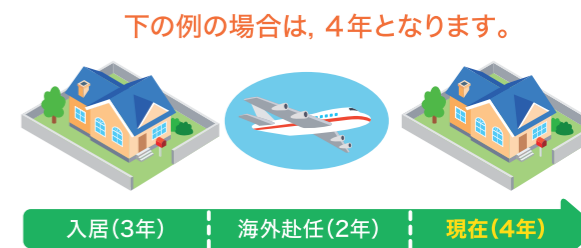
- 2019年6月13日午前零時までに生まれた新生児で、まだ名前を付けていない場合は、「氏名」欄に「命名 前」と書き、「男女の別」を記入してください。

4. 世帯主との続き柄

- 世帯員のうち一人を「世帯主又は代表者」とします。
- 他の世帯員は、「世帯主又は代表者」とした人からみた続き柄を記入してください。
 他の親族 → 曾祖父母、ひまご、おじ・おば、おい・めい、いとこや親せきの子弟(それぞれの配偶者を含む。)など
 その他 → 友人の子どもを預かっている場合やホームステイをしている人など、親族以外の同居人(住み込みの雇人を除く。)
- 学校の学生寮・寄宿舎の学生・生徒は、棟ごとに一つの世帯とします。
棟ごとに、一人を「世帯主又は代表者」とし、他の人は「その他」とします。

8. 現在の場所に住んでいる期間

- 現在の場所に住み始めてから、転勤、単身赴任、旅行、出張、出かせぎなどのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所へ戻ってきてからの期間について記入してください。



9. 5年前(平成26年6月13日)にはどこに住んでいましたか

- 平成26年6月13日に住んでいたところが、「他の区・市町村」の場合のみ、その場所を書いてください。
東京都区部又は政令指定都市の場合には、必ず区名まで書いてください。
- 平成26年6月13日より後に生まれた人については、出生後にふだん住んでいた場所を記入してください。
※ 2019年6月13日(調査日)に、まだ病院にいる新生児については、病院を退院してからふだん住むことになっている場所を記入してください。
- 東京都区部内又は政令指定都市内で、5年前に住んでいた区から別の区に転居した場合は、「他の区・市町村」とします。
- 市町村合併などにより、5年前に住んでいた市区町村の名称が変わっている場合は、現在の市区町村の名称を書いてください。 ※現在の市区町村の名称がどうしてもわからない場合は、当時の名称を書いてください。

調査票第2面(10~14欄)の説明へつづく